

## 県と電業協会の工事担当者の意見交換会議事録（第1回）

- 1 日 時 令和2年10月21日（水）13時30分～  
 2 場 所 県庁 議会棟 2階 第12会議室  
 3 出 席 者

### ・鳥取県（11名）

総務部 営繕課	課長	隠 樹 正 人
	参事	下 田 悟
	課長補佐	松 田 秀 和
	課長補佐	神 谷 朋 之
	係長	清 水 裕 詞
総務部 総務課	課長補佐	西 尾 寛
東部建築住宅事務所	係長	垣 田 哲 也
中部総合事務所生活環境局	係長	山 崎 博 司
建築住宅課		
西部総合事務所生活環境局	課長補佐	重 光 卓
建築住宅課		
中央病院事務局 総務課	主 幹	坪 内 清 明
厚生病院事務局 総務課	主 幹	桑 本 英 明

### ・一般社団法人 鳥取県電業協会（13名）

会 長		岡 本 安 量
各支部 工事管理担当者他		
東部支部 キハラ電気工事(有)		山 根 良 夫
(株)ミナミコーポレーション		小 林 隆 志
村山電気工事(有)		松 浦 雄 一
山口電業(株)		中 口 敦 雄
中部支部 (株)エナテクス		藤 井 不 二 男
岸田電気設備(有)		岸 田 智 則
北村電気工業(株)		朝 倉 真 一
新陽電気(株)		岡 部 暁 優
(有)山崎商会		酒 井 政 彦
西部支部 栄和電気工事(有)		金 山 明 史
(株)ホクシン		濱 田 修 順
事務局		太田垣

## 4 挨拶

(岡本会長) 本日はご多忙のところ中西部からもお集まり頂き有難うございます。第1回の開催にもかかわらず協会の皆様からたくさんのお意見を出していただき、事業所の代表者の方にもお礼申し上げます。

本日は担当者の意見交換会ということで、現場の声が県に届くことを意識しながら意見を活発にして頂きたいです。また自分だけの意見に関わらず他の人の意見の中にも思ったこと気が付いたことがあれば活発に発言してください。よろしくお願いします。

(下田参事) 本日はよろしくお願いします。

念願の現場担当者との意見交換会が出来てうれしく思っています。役員の意見交換会では詳細な現場の声が聞きにくいところがあり、現場担当者同士の意見交換会をしてはどうかと申し出したところ実現する運びとなりました。

忌憚のない意見交換をお願いしたいと思っていまして、最終的な結論は出ないかもしれませんが、現場担当者同士が意思疎通を持って工事にあたれるよう期待しています。

## 5 意見交換

### 【概要】

電業協会から事前に提出した「意見、要望」について議論した。

結論の出ないもの、最終決着しなかったものもあるが、要点のみ記載した。

#### ① 材料搬入報告書について

現場代理人の押印不要とする工事書類一覧において、

#### (5 材料報告書)

※報告書、一覧表又は納品書コピー等（工事写真・打ち合せ簿・納品書のコピーのいずれか）のいずれかを選択とあるが、具体例を教えてください。（別添資料参照）

#### (県) 担当者

材料搬入報告書についてメール施行が可能になったことと、納品書でも良いということで書類の簡素化にはなると思うが、工事検査で搬入写真が無いと言われたらどうするのかと言われて、明確に返答が出来ない。検査員にそう言われたら、結局今までと同じように写真を撮って報告することになるのではと心配している。

#### 営繕課

県の担当者からもこういう意見が出されてありがたい。

材料搬入報告書にその都度ハンコを押さなくても、たとえば納品書のコピーを集めて最後に提出する、又は最後に一覧表で提出すればよいという趣旨である。出来形管理もして、きちんと現場が出来ていればよいのではということで省略することになった。

工事検査課には、工事検査における材料写真の確認について、現場の工

事写真に整理されているのが検査時に確認できればよいということで了解を得ている。写真帳（デジタルデータでもよい）の中に入っていて検査で見せられればそれでよい。

(協会) 使用材料に関しては、たまに監督員による検査を撮影すればよいということがあったが、その場合納品書でやると搬入写真が無いことになるのではないか。監督員立会時でも証明写真が無いといけないのであれば結局材料の写真管理をしなければならないのではないか。

(県) たとえば別添の材料搬入一覧表（様式-23-1）を使ってもよい。材料搬入報告書が必要なのは搬入した段階で工事の仕様に合ったものが入っているかを確認することで手戻りがないようにするのが目的で、今までは搬入のたびに材料搬入報告書を提出していて手間が大変であったが、材料搬入一覧表に搬入年月日、証明する方法（写真・納品書・規格証明書）を事前に監督員に提出して、写真が無くても証明になる納品書があれば手間が省略出来る。

(協会) 現状として全体の材料写真と規格・型番・JIS等、一つの材料に対して何枚も撮っている。納品書であれば写真が不要となり簡素化になるのか？ どういった方針か伺いたい。

(県) 基本的に納品書があれば、写真は無くてもよい。

(協会) ただ、工事検査日に検査員に見てもらえるように整備しておいてほしいと言われるので、とりあえず写真を撮っておかないといけないので簡素化にならないのではないか。

(県) 材料搬入に限って写真は必要ない。ただ、段階確認時の寸法検査の記録写真は品質管理のことを言っているので、材料搬入報告書とは意味が違っており写真を撮ることについては別と考えてほしい。

今後担当者と意見を交わしながら詰めていき、シェイプアップしていきたい。疑問点があれば監督員に言っていただき、それでみんなで勉強していつてはどうか。

(協会) 資料1の太枠のところに添付書類として材料搬入状況写真と記載があるが、その場に応じて撮るべきものを撮って提出となるのか。

(県) 従前の形であればこれも付けてという話になるが、納品書があれば必要ない。気になるようなら最初に一覧表に書いて監督員にメールで提出してOKであればよい。

## ② 書類の作成について

営繕と県土等発注機関によって書類の書式に違いがあるので統一してほしい。

(県) 具体的にはどういう書類があるか

(協会) 例えば使用材料報告書について、県土では使用材料承認願やJIS規格を取っている材料だと材料使用届となっていて様式の違いでいろいろ変わってくるので出来たら統一していただきたい。

(県) 営繕と土木で求めるものが違っていることもあるが、土木工事の書式を見ながら統一できるところは実施したいのももう少し時間をいただきました

い。多くは期待しないでいただきたいが今後の検討課題として調整していきたい。

③ 工事書類のやりとりを共有システムで行えるようにしてほしい

工事書類の提出、承諾等のやりとりを、web上の共有のシステムで出来る様にしてほしい。コロナウイルス感染症により人との接触を控えるという理由もあるが、スピーディーな閲覧、承諾を行ってもらうのと同時に、未提出書類や、書類も溜め込まなくなると良いと思う。立会等のスケジュールも組みやすいと思う。

国交省も10年以上前より採用しているので、似たようなものなら操作等もハードルは低いのではないかと。これを期に導入に踏み切ってほしい。

(県) 営繕工事でも進めていただきたい。

(協会) 工事監理委託業務が入った場合は使用できないのか。

(県) 工事監理者に閲覧権限を与えればシステムに入っていけるのでどんどん実施してほしい。

(別添資料で情報共有システムの参考例として「現場クラウド for サイボウズ Office」の紹介があり、既にこのシステムを導入している複数の協会側出席者からは高評価の意見が聞かれた。)

(協会) 営繕課からは最初にAクラスから試験的に開始してみようと考えているという話だったと思うが、もう個々に始めていけばよいのか。

(県) そのとおり。受発注者間の情報共有システムの導入について、電気設備工事の場合、希望があれば現在1500万円以上について試行可能なので積極的に実施していただきたい。

来年度からは、希望があれば250万円以上の工事まで拡大することを考えている。

(協会) 共有システムとして「現場クラウド for サイボウズ Office」を使ってくださいということか。

(県) 事例として挙げさせてもらったが、複数の共有システムがあるので県として限定はできないが、月額1万円程度かかるが使い勝手は良いと思う。

(協会) 国土交通省はほぼ「サイボウズ」を採用している。

まだGOがかかっていないと思っていたが、そういうことであれば情報共有システムの導入について協会員に周知したい。

(情報共有システムの導入について会員宛にメールで情報提供した)

④ 工事書類の簡素化について

弊社は最近県工事も少なく、要望事項もないようで、結構うまくいっているようだ。しいて挙げるなら、まだ工事書類が多すぎるのではと思う。

現在コロナの影響で少なくなっているようだが、コロナが終わればまた元に戻るのか。

(県) 基本的には書類は削減の方向である。

コロナ禍の有無にかかわらず、基本的には出さなくてもよい書類は減らす方向なのでご理解いただきたい。

⑤ 工期延期について

まれにはあるが、あたかも工期延長が前提のような工事（契約後に工期延長の下話がある）があるので契約内容の工期・設計図書で完結できるよう事前調整を行って頂きたい。

工期延長した場合には同時に配置技術者の選任期間も延長されるが、工期の延長期間には専任技術者の非専任等の優遇措置を希望する。

(県) 基本的には工期延期ありきの工事は出さないように考えているが、発注段階でわかっていることでそういうことはないと思う。

ちなみにどういう内容の工事でそういう事例があったのか。

(協会) 土木工事で材料が入らなくて工期延期した事例があった。

(県) 営繕系ではどうか。たとえばコロナの関係とか。

(協会) コロナの関係ではなくて、オリンピック等で需要が多く1年待ちとかいう事例はあった。

(県) 営繕工事ではコロナの関係でもものが入りにくくなったというのは意識していて、情報収集しながらなるべく適正な工期になるよう努めているが、今後も材料の入りにくいものや特殊なものは納期をしっかりと確認して工期を定めたい。

(協会) 工期延期した場合の配置技術者の専任の話はどうか。

(県) 配置技術者の専任の緩和措置については、建設業法に縛られるので如何ともしがたい。

ただ、特殊な例として、たとえば昨年度はエアコン工事がたくさんあって技術者が足りないので緩和条件を設けたが、今回のようなケースは難しい。

(協会) たとえば現場代理人の専任について代替りの担当者を置けば専任を解除できるというのを聞いたことがあるがどうか。

(県) それは特殊な場合で、たとえば土木の災害対応ではそういうことをして技術者の人数が足りず工事が出来ないというのを避けるようにしている。

他に具体的な事例があれば情報を入れていただきたい。

(協会) 仮にもものが入らなくて3か月工期延期した場合、主任技術者の専任を解除したいという要望があれば、土木のように工事中止の手続きを踏めば、工期延期をしたうえで、中止した期間は専任が外れるのではないか。

(県) 専任は外れるが、工事中止するまでもなく現場が事実上動かなくなるので専任義務がなくなる。例えば工場制作期間が長いとか地中梁等の工事がありしばらく休止期間があるような場合は専任義務が外れるので相談していただければいいと思う。

⑥ 工事の工期について

最近の工事は改修が多く現地確認を必要とする。工事受注後は速やかに現地調査日を指定いただき、関連工事と打合わせ前に1回以上、打合せ後に1回以上調査をしてから工程表や施工計画書の作成に入りたい。

また、工程表や施工計画書の作成も関連業者に貰って作成する事が多く受注から工事着手までの期間も工期に反映させて欲しい。試運転調整期間も、これまで通りに建築工事完了後の2週間は考慮して欲しい。

(協会) 監理業者から工程表をもらってから工事にかかってといわれるが、手はずを踏んでいるとなかなか現場に入れられない状況が出ている。相談するととりあえず工程表を作ってといわれるがなかなか作りにくい。このあたりの期間をいただくとありがたい。

(県) 中部では調査期間を1か月程度見込んで工期設定をするようにしていて、書類作成期間や完成がずれ込むのも想定したうえで、試運転期間に配慮して工期を見込んでいるつもりである。

(協会) 付随してAEMの工期がずれるのは難しいか。

(県) 建築完了後の期間の確保について建築が配慮しているか実態はどうか？

(協会) 実態としてなかなか難しいところがある。

(県) 1か月長く工期を取っても建築がそれを目指してしまい最終的に設備にしろ寄せがきていると思う。

昨年度概成工期ということで建築と設備の工期を1か月くらいずらすことを考えたが、建築業界からの抵抗が強く、建築が終わっているのに技術者の張り付けが必要になるとか、後で傷がついたらどうするのかというような声もありなかなか難しいと思っている。それに関して新築物件で1か月、1週間ずらすという調整期間の案件が少なく、駐在所と交番を対象にしようと思ったが少し規模が小さい。実情はわかっているのである程度規模の大きい案件があれば考えていきたい。

(協会) 規模のことを言われるが、規模の大きさに関わらず建築が終わってから設備が入るという流れは間違いないので必ず設備の期間が必要。

(県) ある程度の規模があり試験運転調整に日数が2～3週間程度かかるため工期をずらすということについては、建設業協会と調整していきたいのでご理解いただきたい。

⑦ 設計図について (その1)

事前調査が十分とされていない状況での設計図により、施工者による調査・図面変更・協議書等の作業が多くなる事があるのではないかと。

(県) 事前調査が出来てないという話はどの協会からも言われていて申し訳ない。設備設計事務所協会とも話をするが時間や費用の面で話し合いがついてない。十分な設計が出来てない。

設備設計事務所と県を交えて三者で意見交換会をやってみてはどうか？  
(協会) 必要とあれば考えてもよい。

(県) お互いが理解を深めるうえでは必要と思っているので、必要ならば段取りはする。

ただ、昨年度建築は建設業協会と建築士事務所協会と三者で意見交換会を実施したが、皆さん言いたいことはあるが(紳士なので)言わない。他のつき合いもあるし、やるのはいいが有効かどうか。今一つの設計事務所を具体的に聞くのは支障があるか？

(協会) 結構ミスが多い設計事務所はあるが、この場でいうのは差し支えがある。

(県) 皆さんいろいろ経験があると思うが、ここの現場や担当者は苦勞するという話があっても発注者にはあがってこない。情報をいただければありがたい。

(協会) 提案であるが、工事前に設計者と顔を合わせて話をするのは難しいか。設計意図を聞く機会がないので、出来ればそういった場を設けていただけないか。実際の設計が現場と合っていないことがあるので、手戻りの観点からも有効ではないか。設計者と質問事項の場が出来ればよいと思う。今までに遡及して設計事務所に図面修正してもらった例はあるか。

(県) やってない。鳥取市では図面修正をさせているようだが、それをやると設計事務所はととてももたない。設計責任はあると思うが、県としては設計完了で一旦縁を切っている。

いい意見をいただいた。発注者側では気づいた点をまとめて設計留意事項として渡しているが、設計者と顔合わせがあったほうがよいと思うので、設備設計事務所協会と会う機会があるので相談してみたい。

実施するならばタイミング的にはいつがいいか？

(協会) 開札後に出すのがよい。ある程度図面を読み込んで施工計画書を書く前の段階がいいのでは？

(県) 着工後3週間後くらいがよいか。検討してみる。

#### ⑧ 設計図について (その2)

梁や柱等の構造体に埋設配管や打ち込み配管など施工不能な図面がよくある。せめて構造物との取り合いは検討しておいてほしい。

(協会) 改修工事だったが、現地を見ているのか不審に思ったこともある。

(県) 設計審査の時に十分チェックして出しているつもりだが、こういう事例を共有して防いでいくしかないと思う。

昔は結構あったが、最近そういう事例はあるか？

(協会) 今年や去年の話ではないと思うが、以前あったのは確かである。

(県) 十分注意してみているつもりだが、あればチェックミスということもあり申し訳ない。

⑨ 設計図書の不具合報告

発注図書の不具合について、2件ほどあったので報告する。十分にチェックしてミスをなくしていただきたい。

イ「わらべ館受変電設備高圧機器更新ほか工事」において工事の一部の「とりぎん文化会館受変電設備機器の更新」の単線結線図が図書館の図面だった。設計事務所が間違えていたそうだが、県の方でチェックされてなかったようだ。あとで設計変更された。

ロ「鳥取県東部庁舎高圧気中開閉器更新業務」において撤去した開閉器を確認したらガス開閉器だった。ガスの抜取処分はメーカーでしかできなかった。地上13mの電柱の先端のものは事前には容易に確認できない。完成図書等の確認がなかったのでは？ あとで設計変更された。

(県) 図面に他の施設のものが入っていたというのは考えにくい事例だが、チェックが不足していたもので、今後繰り返さないよう注意したい。

⑩ 設備機器天井開口の建築工事取合いについて

現在、建築工事に係る天井工事で電気設備、機械設備共に天井下地切込み、設備天井ボード開口は各設備業者の方で施工を行っており、天井に係る下地補強、下地切込み天井開口を設計段階で建築工事に計上して頂き、施工して頂きたい。

理由として、現場担当からの意見で、建築工事との取り合いで天井下地や天井ボード張りの際、足場を組施工されているが、職人間で「足場に乗るな・うち等が終わってから仕事しろ・邪魔だ・電線、ボルト出し1本500円だ」などをよく建築下請け業者の内装工事業者職人から言われると報告を受ける。よって、設備業者職人は残業や合間を見ての作業となることが多いと感じる。

工事規模が大きいというのが理由かもしれないが、都会の公共工事・民間工事問わず建設現場では電気設備、機械設備共に天井下地補強、天井下地切込み、設備の天井ボード開口は建築工事に含まれているようで、電気・機械設備が天井伏図を作成した段階で元請け建築業者が取りまとめ建築工事として天井の工事をされているようだ。

現在、建設現場の働き方改革などが問われる中で、少しでも他業者取合い工事を減らしていくという観点からも検討をお願いしたい。

(県) 県の営繕工事では開口補強の労務を建築工事で、一定規模以上の照明器具用のボード開口の労務を設備工事で見ている。

言われる通り。調べた結果、大手ゼネコンや国の機関等ではボード開口は建築でやっていることがわかった。ちなみに都会では一括発注での話か。

(協会) 別発注でもこういうやり方である。特記仕様書では電気切込み、建築で補強と区分してあるが、現実にはグレーな世界で、建築が忙しいこともあり、電気で開口補強をやってとたのまれることもある。ここは明確にしておかないと本来は電工が下地補強をすべきではない。



(県) 今の県の考え方は、開口補強は建築、切込みは設備という区分で、野地受けを切ってしまうと建築のほうで補強しないと施工保証できないし、設備でしっかり墨出して開口する必要がある。ちなみに国の機関では墨出しは設備だが、ボード開口及び補強は建築のところもあると聞いている。

皆さんどう思われるか？

(協会) 悪しき習慣で、開口補強が建築に入っているけど設備でやると言われることがある。建築に含まれるのであれば確実に実行してもらわないと自分で自分の首をしめてしまう。設備でやってもお金がもらえないことになる。

(県) 墨出しについては設備か建築かどちらがよいか。意見を聞きたい。

(協会) ・精度を考えると墨出しは設備でしたほうがよい。

・昔は設備で墨出しをするなら、開口も同時に設備でしたほうがよいということをやっていた。

(県) 県からも開口補強は内装工事の区分であると監理者を通して元請けから下請けに言ってもらおうよう指示しようと思っている。監督員に相談してほしい。

(協会) ボルト1本いくらの中の話の中で、建築ではボードは貼る歩掛りしかみてなくて、ボルトを天井から出す手間は無いという話がある。責任施工ということで建築にしてもらうのが一番よい。

(県) 足場に乗るなどという話は、共益費を払っているのに品がない話でお詫びしたい。皆さんの意見を聞くとメリット・デメリットがいろいろあるので、協会内でも話し合ってもらいご意見をいただきたい。

#### ⑪ 電気工事業の人材育成推進について

公共工事を施工するにあたり、現場代理人、主任技術者を配置する事となるが、電気工事業のみならず、人材不足・経験不足は建設業全体で、将来的に業界縮小・事業継続等の不安要素となっているので、次世代の人材育成が出来るよう、育成者を配置した工事には、育成費として、経費の増額をしていただければ、人材育成の推進に受注者も積極的に取り組みやすいと思われるので、工事経費増額の検討をお願いしたい。

(県) 大変よい意見をいただいた。役員との意見交換で出てくるような話で驚いている。言われることはよくわかる。

人材育成なり確保が課題であることは認識しているが、行政側からみて受注者だけに育成のお金を出してよいか、公平性に欠けるのではという気持ちである。もし検討するのであればそういう方法でなくて若い人や経験の浅い人を業界全体で支援する。そういう方法が良いのではと思っている。

事例として資料3で配置技術者の資格取得支援制度を紹介させていただく。これは試験を受けるための講習費用を助成するものだが最近申請が少ない。せっかくこういう制度を作っているのだから利用していただきたい。

⑫ 施工計画の作成について

施工計画の作成で、監督職員によっては、指示（指導）事項が異なることが多く有、戸惑う場面がある。

現場ごとに性質の違いもあり、その現場オリジナルを作成することは、大切な事と思われるが、監督員とすりあわせる機会がもっとあると良いと思うことがある。

（特に段階確認時期）

（協会）監督職員について、営繕と土木の違いをはっきり認識していなかった面もあるが、営繕では、土木の様式を使っていて違うと言われたり、段階確認については、土木ではこと細かく指示を頂いているが、営繕では何も回答がなく過ぎていくことがある。書面でいつ、こういう立会をするという指示があればよいと思う。

（県）土木の仕様書に基づき監督員が事細かく「これでやってください」と言っているのではないかと思う。

営繕では、段階確認というよりは、施工立会の形になるという観点でいけばいつになるかというのがあると思う。それを施工計画で示してもらえば、それについて監督員が承認すれば話はすむのではないかと思う。

施工者側からアプローチしてほしい。

県から回答がないという話があったが、現場クラウドを使えば誰が止めているかわかる。いつどの施工確認をするかは監督員と密に打ち合わせをお願いしたい。

⑬ 改修工事における工事期間中の当該施設利用計画について

既設改修が絡む工事の際、施設の使用停止などが計画されていなかったり、工事中も使用可能な様な打合せが行われていたりして、工程の管理が難しい、工事部分には第三者が立ち入らなくて済むように工事の計画や予定を組んでほしい。

（県）県工事では、特に病院や学校の工事の際の施設利用についての調整が大変である。土日や学校の場合夏休み期間中の工事となる場合も多くいろいろな制約もでてくる。設計段階でなるべく詰めて工事への影響を少なくするようにしているのでご協力をお願いしたい。

各事務所のほうも施設と話をして施工計画を作ってはいるが、急に入ってこられてその日はできませんというのが一番こたえる。

施設には「使えない」と初めから説明しておいたほうがよい場合もある。

施設の事情もあると思うが、なるべく工程の確保がスムーズにいくよう協力していきたい。どうしようもない場合は申し訳ない。

出来る限り調整には努めるがご協力いただきたい。

⑭ 喫煙について

喫煙者がいる場合の対応

公共施設内での喫煙が出来ない状況での喫煙場所の確保をどのようにして  
いけばよいか。

(県) 改正健康増進法によると第一種施設(学校、病院、行政機関等)では原則敷  
地内禁煙であるが、屋外に喫煙所を設ける場合は特定喫煙所として例外で喫煙  
を認めている。ただし施設管理者の判断によっては認められない場合もあるの  
で施設管理者と相談しながら調整してほしい。

たとえば工事現場の仮囲いの中は特定喫煙所と考えられるかもしれないの  
で施設と協議してほしい。

第二種施設(文化施設等)は屋外では喫煙可と規制が緩くなっている。

(協会) 敷地内禁煙の施設は車両内での喫煙はだめか。

(県) 第一種施設で喫煙が認められている特定喫煙所は条件があり区画されている  
こと、喫煙所の標識が掲示されていること、第一種施設を利用する人が立ち入  
らないエリアにあることとなっている。

(協会) 車両内は区画はされているが標識の掲示が難しい。

(県) 条件を満たしているか施設管理者と相談してほしい。

この問題は正面から聞かれると書いたことしか言えない。

施設と協議していただいて判断してほしい。

[意見要望事項全般についての質疑応答]

(協会) 意見要望事項⑩について開口ボードの処分は建築工事か?

処分費がみてあれば電気工事でやればよいが、そうでなければ建築で  
処分してもらえればありがたい。

(県) 認識不足で返答ができなくて申し訳ない。検討してみる。

(協会) 意見要望事項①について現行の工事から適用と考えてよいか?

(県) そのとおり。

(協会) 電線等の撤去について、有価物処理か処分かが曖昧な感じがする。

これについてルールはあるか?

(県) 基本的には見積りを取って処理費としてみており、有価物であれば引き  
算して計上されている。

(協会) 処分で計上されていたが、実際には有価物で対応できるような場合も  
あると思うが、そういう場合はどうするか?

(県) 一式計上なので適正に処理されていけば問題ない。臨機応変にやればよ  
い。

## 6 県からの議題

### (1) お願いと報告事項

- 施設からの予算取りで見積もりを依頼された場合、見積りの協力をお願いしたい。必ずしも見積り対象の修繕修理について工事をお願いするとは限らないが、自分たちの仕事を作るためと思ってころよく応じてほしい。
- 工事検査で気づいたが、現場の盤の図面が改修後も更新されていない場合がある。保全上必要なことなので、改修時は必ず更新するようにお願いしたい。
- 工程について、コロナ感染が現場で発生した場合工事成績に影響したり、ペナルティが課せられて経審に影響するののかという質問が先日の管工事業協会との意見交換会であった。

たとえば熱中症対策でマスクを外して感染した等、安全管理を適正に行っているにもかかわらず感染した場合、工事成績には一切影響しないのでご心配なく。感染防止には最大限努めていただき、工事に当たってほしい。

### (2) 担当者からの議題

- 3 k g 未満の照明器具の吊りボルト施工の要否について

3 k g 以上の照明器具の固定は施工監理指針に沿って吊りボルト施工が必要であるが、3 k g 未満であればビスによる取り付け方法が技術基準に明記されているがどう考えるか。

工事監理指針に沿って吊りボルト施工について必要な積算をしてお願いする。そうではなく提案があれば技術基準に照らし合わせて監督員が判断する。

- 低接地抵抗時のコンセント極性チェックの方法について

コンセントの通電試験、極性検査、配線検査について、接地抵抗が極めて低い場合、コンセントテストで正常に判定できない場合があるという話があり、その経緯、原因、対策等について説明があった。（詳細は別添資料参照）

測定機器の特性を理解して誤配線を適格に見つけられるよう努めていただきたい。この事例については社内でも認識を広めてほしい。

### (3) 建設業の人材育成について

(県) 電気業界への就職について、学校から直接入られる人が多いと思うが、他の業界から、たとえばハローワークとかを通して入られる人はあるか。

(協会) 学校から入るのは、協会が実施しているデュアルシステムやインターンシップで受け入れをお願いしている企業に年間4～5名くらいある。ハローワークもあるが口コミで入ってくる人もいる。ハローワークは経験者を要求していることが多いが、他のルートから入ってくる場合は未経験者、無資格者もいる。

(県) 建設関係の女性の就業状況について、たとえば設計事務所への就業者はかなりいるが、電気業界はどうか？

(協会) 出席者所属の会社で女性の電気従事者がいる社あり。  
多い社で4名の在籍者あり。

## 7 閉会の挨拶

(岡本会長) 本日はご苦勞様でした。

意見交換の趣旨を理解していただいてよい時間になったと思います。最終目的はこういうことを繰り返していつていかに良い環境で良い仕事を出せるかだと思っています。何か要望等があればその都度届くようにしたいのでよろしくお願ひします。  
本当に有意義な時間をありがとうございました。

以上